

## 会議録

会議の名称	西東京市子ども福祉審議会（平成16年度第4回会議）
開催日時	平成16年6月24日（木） 午後1時から午後2時30分まで
開催場所	田無庁舎5階502会議室
出席者	（出席者） 森田会長、本間副会長、猪原委員、海老沢委員、川又委員、清水（文）委員、清水（幸）委員、祐成委員、村松委員 （欠席者） 梅村委員、齋藤委員、橋本委員 （事務局・職員） 富田子育て支援課長、青柳児童青少年部主幹、原、後藤
議題	（仮称）子どもの総合支援センターについて
会議資料の名称	1 西東京市子育て・子育てワイワイプラン（概要版）【抜粋】 2 「（仮称）子どもの総合支援センター」構想 3 「（仮称）子どもの総合支援センター」の機能 4 「（仮称）子どもの総合支援センター」の位置づけ 5 （仮称）子どもの総合支援センターと【現施設】との比較対象 6 （仮称）子どもの総合支援センターと【平成16年度（基本設計）事業】進行予定表
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録
会議内容	
<p>1. 会長あいさつ 森田会長： 第4回子ども福祉審議会を開催します。 前回までの会議で、「公立保育園の民間委託」についての意見は纏まり一応の結論は出た。今回は「（仮称）子どもの総合支援センター」を中心に審議を行う。 資料の説明と今までの経緯を事務局からしていただき、この審議をしていきたい。</p> <p>2. 資料説明（資料参照） 事務局： 経緯の説明 昨年度、西東京市子育て支援計画策定委員会により資料1の「西東京市子育て支援計画」が策定された。その中に重要な施設として「（仮称）子どもの総合支援センタ</p>	

一」があり資料2の「(仮称)こどもの総合支援センター」構想を西東京市子育て支援計画策定委員会により支援計画と同時並行で論議をいただき纏めていただいた。

さらに、今年度に入りこれを受けて職員9名による庁内PTを発足させた。今年6月末までに、基本設計への基本的な考え方を纏めるために、今日の審議会の中で意見をいただき調整し作成する。

資料5は、「(仮称)こどもの総合支援センター」と【現施設】「こども家庭支援センター」・「こどもの発達センターひいらぎ」比較対象である。

資料6は、「(仮称)こどもの総合支援センター【平成16年度(基本設計)事業】進行予定表である。

森田会長：

今月末に基本設計へ向けての意見の取り纏めを庁内PTとしてなさる。そのために審議会としては、今日提示された資料を確認し承認をさせていただく。

注意点など審議会の皆様の意見を集めさせていただく、というのが今日の課題ですね。

事務局：

はい、そうです。

森田会長：

それでは、資料1・2について事務局から説明いただけるか。

事務局：

子育て支援計画は、今年度から10年間(16~25年度)で行う。子育て支援計画の中に「(仮称)こどもの総合支援センター」がある。

資料2「構想」は支援計画策定委員会よりこういう考え方の中に計画を作るように指示されている。

1 理念については「子育て支援計画」の基本理念及び基本方針を踏まえるとともに、障害を持つ、持たないにかかわらず、地域の中で、子どもたちが一緒に育つという視点にたつ。

2 位置付けとしては、新市建設計画における「子ども家庭支援センター」と「こどもの発達支援センター」の2つの施設機能を統合した施設とする。現在、コール田無にある「子ども家庭支援センター」と住吉福祉会館にある「ひいらぎ」の2つの施設機能を統合した施設である。

3 機能としては、(1)発達に関する専門相談と支援、子育て家庭への支援に関する相談及びサービス調整に関わる機能を統合化することにより、一貫したサービスを提供する。(2)さまざまな人が集い、語り、考え、動き、協力することを基本とし、子育て家庭と地域との新たな結びつきを整えるために、地域で子育てを支えあう意識の醸成や人をつなぐ基盤作りをする。(3)これらの機能を果たすために、必要となる専門家と恒常的な支援に適切な指導員を配置する。

5つの機能区分としては、(1)窓口・情報提供機能【子育てネットワークの構築】：これは、現在の「子ども家庭支援センター」にほぼ相当する。(2)相談機能【こども・子育て何でも相談センター】：虐待・子育ての相談機能である。(3)子

育てひろば機能：ノーマライゼーションを基本にしながら、ゆっくり成長をする子どもたちのグループへは必要に応じ専任指導員の支援を行う。（４）療育機能：発達協気になる子どもへの支援として、専門家による療育および幼稚園・保育園等に巡回指導を行い、保育士等への助言や併行通園児への療育支援を図る。（５）救済・回復機能：親子がリフレッシュできる施設支援を検討する。が、構想の基本的な考え方である。

資料３は、機能区分についての事業概要・施設・補足説明をしたものである。

資料４は、資料３までの文言をビジュアル化したものであり必要施設の・施設面積（想定案）・機能区分を明記している。

住吉福祉会館の建替えに伴い施設床面積は共用部分を含め1,500㎡を予定している。また、子育て支援計画（16年度より10年間）に基づく「（仮称）こどもの総合支援センター」を中心とした西東京市の地域子育て支援ネットワークイメージを明記している。

資料５は、「（仮称）こどもの総合支援センター」と【現施設】「子ども家庭支援センター」・「ピッコロハウス」・「子どもの発達センターひいらぎ」との機能区分・施設・面積の比較対照である。

資料６は、（仮称）こどもの総合支援センター【平成16年度（基本設計）事業】進行予定表である。庁内PTは既に臨時会議を含め7回程度行っており、その結論を資料として今説明させていただいている。本日の「子ども福祉審議会」において資料が承認されれば、6月29日の庁内PTで原案作成を行いたい。

森田会長：

私は「子育て支援計画策定委員会」で関ってきたので説明を聞いていて分かるが、委員の皆様は分かりづらかったと思うので、私から大きな柱である「基本理念」をもう一度説明させていただく。

今、事務局からかなり丁寧な説明があったので問題はないと思うが、「基本理念」の具体化がどこかズレはないか確認していきたい。

施策が具体化されていく中で施策もリホームしていかなければならない。

「（仮称）こどもの総合発達支援センター」は、都・児童相談所の地域版である「子ども家庭支援センターのどか」と、発達支援を行う「子どもの発達センターひいらぎ」の機能を併せ持つ施設であり、子ども施策の拠点となる。

この施設は、わいわい・がやがや・いろいろな人が集まり、語り、考え、動き、協力することを基本とする。専門家の派遣と恒常的な支援をするために適切な指導員を配置する。障害を持つ親子も健常親子も一緒に集い、多様な年齢の人が集い、市民の子育てボランティアやグループの活動を育てることを基本とする。

基本的なコンセプトは、「ワイワイプラン」であるが、皆で力を合わせて子ども達の育ちを支援する必要がある。地域にある保育所・児童館を地区ブロック割し、基幹型保育園（地域子育て支援センター）を中心として健常児も障害児も分け隔てなく支援していく。

私達が「子ども福祉審議会」で議論したときに訪問したのは西原保育園に併設した「心身障害児通所訓練施設ひよっこ」であるが、「子どもの発達センターひいらぎ」で行っている3歳までの通園事業、3・4歳児の外来療育等の養育事業と、保育園での入所型及び通所型保育、児童館での放課後活動事業を並行して実施する必要がある。

障害のある子が安定したグループ支援を受ける必要がある。

住吉福祉会館の建替えに伴い建設されることに決まった様であり、「福祉会館」・「女性センター」・「（仮称）こどもの総合支援センター」の3つの機能を併せ持つセンターであり、単に「（仮称）こどもの総合支援センター」だけではなく、市民全体が利用する大掛かりな建物である。大人・子ども・障害のある人等、多様な人たちが関わる。他の機能も含まれることを皆様の中でご理解したうえで議論していただきたい。

今日「子ども福祉審議会」で議論頂いて、来週には庁内PTで確定しなければならないということである。かなり具体的な数値床面積等が示されているが、スペースというのは、ある程度理念を具体化するものである。事務局の説明では多少床面積は変わるだろうとのことであったが、大きな「ここは、このような形ではおかしいのではないか」という、ご意見があれば伺いたい。これまでの事務局と私の説明の追加また質問等があれば伺いたい。

清水（文）委員：  
何階建てか

森田会長：  
事務局から説明する。

事務局：  
まだ決まっていない。住吉福祉会館の建替えであるが、土地の形状が決まっていない。

本間委員：  
「女性センター」とは別か

事務局：  
一つの建物に、「福祉会館」、「女性センター」、「（仮称）こどもの総合支援センター」が入る。

清水（文）委員：  
3つの施設が一緒であるということはよいと思う。

森田会長：  
追加説明及び質問はあるか。

清水（幸）委員：  
児童相談所の立場で教えていただきたい。  
総合的な施策として「（仮称）こども総合支援センター」ができるということは分かった。

質問の1点目に、今ある「こども家庭支援センターのどか」は昨年できたばかりであるが、かなりがんばって活躍をしている。そうした中で東京都としての1つの構想

で、市町村が第1義的に子どもの相談にあたることを踏まえ、児童虐待問題を積極的にやっつけようということで、人員増を含めた形で充実していく「先駆型子ども家庭支援センター」構想がある。現実的に「子ども家庭支援センターのどか」が「(仮称)こどもの総合支援センター」と、どのようにリンクしていくのか、「子ども家庭支援センター」として今まで通りの「従来型」で行くのか、「先駆型」の必要性を持つのか。

第2点目として、資料3事業概要の(5)児童虐待対策(NPOとの連携)について、NPOとはどこを想定しているのか。

第3点目は、親子のリフレッシュ支援室は畳の部屋で緊急避難にも使用できるとの説明を受け、どこにでもほしい施設ではあるが、子どもだけの保護は夜も面倒を見るには職員の配置もあり、実際にはDV対応を想定しているのか確認したい。

事務局：

「(仮称)こども総合支援センター」は、完成が平成20年度であり、その時点で「先駆型」にしたいと考えている。「先駆型」移行への考え方は完成とリンクしている。

第2点目のNPOについては、今はまだ想定はしていない。ただ、行政だけではなかなか難しい虐待を含めた情報をいただく中で、民生委員・これから新しく出てくるであろう子育てグループなどのいろいろな民間の方々の活力・知識・情報を得ながら進めていきたい。

また、資料3の<2>相談機能(10)チャイルドライン(24時間相談体制)においてはNPOを想定している。

第3点目の親子のリフレッシュ支援室については、3つの施設が入った場合統一機能として有り得るだろうと思われる。女性だけなのか、子どもだけなのか、親子だけなのか、そこまでは想定していない。6月末までに基本設計ということで急いでおり、設計上とりあえず部屋だけは確保したい。

森田会長：

今の回答でよろしいか。

清水(幸)委員：

はい。

森田会長：

親子のリフレッシュ支援室・ショートステイについては、子育て支援計画策定委員会の中でもかなり議論をした。

子育てに少し疲れてしまった親子を支援するための、市民のNPOや市民ボランティアが育ち、親子と一緒に泊まってくれたり、現在NPO等で行っているシェルター等も地域の中で出てくる可能性があるかもしれない。計画期間が10年間あるので、地域のいろいろな大人達が子ども達や子育て家庭を支えていく、幅広いスペースの部屋が欲しいとの意見であった。委員会で議論したときは2DK程度を考えていたが、この資料を見ると1K程度の部屋が2つあり2K程度である。規模は小さくはなるが確保されればとの想いで事務局の説明を聞いていた。

委員会の議論の中で、シャワーの浴びれるスペース・ちょっとした台所用具があり、お湯の沸かせる給湯スペース・時には寝られる程度のスペースをその中に確保して欲しいとの意見を出した。「使わない時には、他の市民活動に使用していただければ。」と話していたものが具体化になったのだなと事務局の説明を聞いていた。

あと、質問・意見はあるか。

村松委員：

説明を聞いていて、ようやくイメージが湧いてきた。

「（仮称）こどもの総合支援センター」利用に際して費用はどうなるのか。

事務局：

まだ、想定していない。

村松委員：

公立施設ということで無料にはならないのか。

事務局：

他施設においても、部屋の使用によっては有料な時もある。利用料金については、今後のことになる。

村松委員：

「子育て広場」等の利用可能人数については、今より多い人数を想定しているのか。

事務局：

そのとおりである。資料5の「（仮称）こどもの総合支援センターと【現施設】との比較対象」を参照していただければ分かりやすい。「こども家庭支援センター」＋「こどもの発達センターひいらぎ」＝553.7平方メートルに対し、「（仮称）こどもの総合支援センター」1,100平方メートルと単純には約2倍になっており事業も増えるが、その分多くの方々にご利用頂ける。と考えている。

本間委員：

今ある「こども家庭支援センターのどか」は、どうなるのか。以前の、ピッコロハウスに戻ってしまうのか。

事務局：

まだ、決まっていない。

本間委員：

24時間体制の相談はできるのか。

事務局：

想定ではチャイルドラインとしていれているが、それが12時間体制として置き換え

られるのか24時間体制として置き換えられるのか、時間体制については10年間の中で検討していく。

祐成委員：

資料3の<4>養育機能について

障害のあるお子さんは、小さい時から訓練等を大切にやっていくことが必要だと考えている。福祉教育から特別支援教育へと変わっていく状況の中で、新障害者プランというものがあり、平成17年度末までの個別の支援計画を作成することが養護学校に課せられている。その中で、保育園、幼稚園のみではなく教育・福祉・医療・労働と併せた支援的な計画を、乳幼児期から学校卒業までの支援計画を立てるようになってきている。

巡回相談・養育指導は、保育園、幼稚園だけではなく教育委員会との連携は考えているか。また、養育機能として全ての障害児に対応できるような中身に出来ているのか伺いたい。

事務局：

計画については、答えられる範囲でお話したい。

学齢障害児については、リハビリ広場の時間帯を調整しながら居場所として対応したいと考えている。保育園に通所保育児童でも必要であれば、センターのグループ支援室は並行して使える。

森田会長：

教育委員会との連携ということは非常に関ってくると思う。今回は、施設の機能を考えていく上で、施設をどのように使っていくかを考え設計に反映させたい。教育委員会との連携については、全体のコンセプトの中で入れてもらいたい。

「地域子育て支援センター」を中心とした5つのブロックの中で、学校教育の部分がどのように絡んでくれるか、絡んでもらうかというあたりを、これからの課題として検討していただきたいと教育委員会へ申し入れて欲しい。

虐待問題・少年非行問題を考えていくと、「(仮称)こどもの総合支援センター」を運営していく時には、小・中学生をどの様に児童館と連携して支援していくのかという事が、児童相談所が抱えている問題と絡んで考えていく、ということが重要なところとなる。是非、そのあたりの中にも多少影響がつけられることを考えていただければよいのかなと、伺っていた。

清水(文)委員：

行政の中で当然考えているかと思うが、「(仮称)こども総合支援センター」・「女性センター」・「福祉会館」の3つの施設の共通フロアで、異世代交流の場を膨らましてもらい「ふれあいのまちづくり」を行っていただきたい。

森田会長：

ほかにはないか

川又委員：

子ども自身からの相談、子ども同士の相談が見えにくいのではないか。

そういうところは、是非入れてもらいたい。

「（仮称）子どもの総合支援センター」自体が、母親と小さな子ども対象に見え勝ちである。

森田会長：

子ども相互、もしくは少し年上の子どもが相談にのる。子ども自身が相談を受ける、そのようなスペースを機能として確保して欲しい、ということですね。先程話に出た教育委員会との連携を含め中・高校生へのサービス提供が、「（仮称）子どもの総合支援センター」として弱くなっては困る。大きな子ども達については、資料3機能区分<3>子育て広場機能（6）青少年ボランティアの实践活动に入ってきていますので、そのことを含め子ども相互が交流し合える様な、また中・高校生が「（仮称）子どもの総合支援センター」において、市民としての大きな役割を担っていけるような形になっていけたらよいのではないかと。ご検討いただきたい。

祐成委員：

ハードの面については内容的には素晴らしいと思うが、最近の核家族化された子ども達が地域において異世代と交流し、ふれあいの中で育っていくような中身を充実することが基本ではないか。

レスパイトも必要な方もいらっしゃるだろうが、自分の子どもの躰が自分では出来ず、学校に全て躰までも任せているような状況の親御さんに対しては、十分な研修ができる中身を充実させていくことが基本ではないだろうか。

猪原委員：

私も似たような意見であるが、子育て支援の重要施策の1つに「子どもの権利の実現」がある。

子育てをしていく中で、なくてはならないことは、子どもをどう見るか。今までのように、子どもは権利の客体ではなく、権利の主体である。子どもが意見を述べても尊重されなければ、子どもの最善の利益が抜けてしまう。このセンターが子どもの最善の利益を地域で実現するために、どのような機能を果たせる施設か、はっきりと見えないと意味がない。

もう少し明確な形で見るようにしないと、子育て支援の一番重要な視点が欠けてくるのではないかと。

森田会長：

ソフトの部分ですね。何に向けてこの施設を動かしていくのか、というときに「子どもの権利」・「子どもの最善の利益」ということを、きちんと担保するような形で異世代が交流しながら、子ども達をきちんと育てていく力をつけていくことを担保出来るような施策を展開して欲しいということなんですが、なかなか具体的な事業としてどのように作り出すかということは非常に難しいと思われまます。

ただ、青少年ボランティアの实践活动ですとか、大事な青少年がきて相互に相談をし合うとか、新しい活動を作り出していくところのサポートをすとか、これを実現していく中で子どもの視点は実現出来ていくであろう。



むしろそういうことを、担当する方がきちんとそこに根付くことが重要なことなんだろうな、と話を伺っていた。

もう少しご意見があれば伺いたい。

少し気になっていたことだが、資料5の(2)「子どもの発達センターひいらぎ」の機能は「(仮称)子どもの総合支援センター」の機能区分(療育機能)だけではなく(子育て広場機能)にも持っていくのですよね。

また、多岐にわたる機能区分と関連していくのですよね。

事務局：

はい、そうです。

森田会長：

施設のハードの部分が倍になるだけではなく、そこにソフトの部分もきちんと入れて込んで欲しい、という願いです。

ほかに、「(仮称)子どもの総合支援センター」で確認しておきたいこと、あるいはこれを進めるにあたって、是非こういった視点を外さないで欲しいとか意見があれば伺いたい。

話すときをお願いしたいのは、施設の問題だけではなく、地理的な問題として、市民・子どもたちの足(例えば、「はなバス」を運行・停車させるとか)をきちんと確保することが今後の課題となるだろう。そうでないと、子どもたちが使えなくなってしまう。子どもたちが何か起きた時に、いつでも駆け込めるような場所として考えた場合に、すぐに「はなバス」で行ける様にはしてあげたい、とは思う。

清水(文)委員：

私は昭和38年から、施設の近くに住んでいるが確かに交通の便の悪いところである。

また、交通量も多くお母さん方が自転車で来るの見ていても非常に危険を感じている。そういうところを考慮していただきたい。

事務局：

「はなバス」が、住吉福祉会館を巡回する第5ルート进行调整中であると聞いている。

森田会長：

確認していただき、なければ是非申し入れをしていただきたい。

何かの時にきちんと発言しておかないと、子ども達は決定的にそういう力を持っていない。施設は出来ても使えるような足を確保してあげないと機能しない。

特に、障害を抱えているお子さんを育てている場合には、交通手段をどうするか。巡回バスではなくコミュニティバスが使えるれば、いつでも自由に行けるようになる。

清水(文)委員：

建替えになると駐車場がなくなるのではないか。

森田会長：

何らかの形で駐車場・駐輪場の確保を検討していただきたい。

また、交通手段の確保・交通安全の確保についての十分な配慮をお願いしたい。ほかに何か質問・意見はあるか。

祐成委員：

療育訓練を受けに車椅子で行く肢体不自由の方は、車で行かざろう得ず、多くの駐車場が必要になる。

「はなバス」はリフト付きでないと、車椅子の方は利用をするのは難しい。施設には、エレベーターとかスロープは付くのか。

清水（文）委員：

永く共通して使用できるフロアーだけは、どうしても確保していただきたい。

森田会長：

「はなバス」は、リフト付きの種類があるのではないか。

また、地域で使える通貨を発行してボランティア活動を行った子ども達に与え、その硬貨で「はなバス」で使えるとか、ぜひ社会福祉協議会で考えていただければよいかなと思っておりました。

清水（文）委員：

この話はよく出る。

森田会長：

福祉活動等を積極的に進めながら、市内での共通意識の啓発（ノーマライゼーション・子どもの権利）が飛躍的に伸びたらすごく良いですね。

清水（文）委員：

午前中に会議をやってきたが、教育委員会の壁は厚い。

森田会長：

「（仮称）こどもの総合支援センター」を手掛かりにして、市民の方々の気持ちが子ども達の中できちんと伝わっていくような活動が展開できると、とてもよい事業になっていくのではないか。

是非それは期待していきたい。

ほかにいかがでしょうか。

祐成委員：

安全の確保についてですが、元気なお子さんたちに対しての安全の確保で保険等とかは、どうするか。

また、職員配置は9名と聞いているが、安全という意味で是非とも、よく訓練された指導員や看護師の配置が、余裕があれば必要なんだろうと思う。

森田会長：

ソフト面については、庁内PTで検討していただくので、この審議会では基本的な機能の部分について議論をしたい。

清水(文)委員：

ソフト面については、他の委員会で検討するのか。

森田会長：

そうです。庁内PTで行う。

子どもは基本的な考え方ということは既に申し入れをしている。追加的なお願い、また確認があればここで伺いたい。

(事務局に)完成までに2年くらいかかるのか。

事務局：

完成は、平成20年度である。

森田会長：

その前でも、やれることは早くやって欲しい。子ども達は待っている訳にはいかない。どんどん出来ることは早くやっていただきたい。これは私たちの共通の願いである。建物については後になっても入れていけばよい。「のどか」についても既に動き始めており積極的に展開していただきたい。

この点につきましてはよろしいでしょうか。

今、話をさせていただいたが、1つは機能面については特に問題はなかったと思われませんが、施設面としては足の確保、安全面の確保、市民がどのような形で参加していただけるかというような「ふれあい」というコンセプト、子ども達の最善の利益を実現していくという意見表明・参加の実現の場であって欲しい、という意見が出ました。

基本的なコンセプトについては異論はなかったと思われるが、今話した様な点については、再度基本設計を作るときに是非配慮いただき、実現に向けての手順を踏んでいただきたい。

基本設計が完成したときには、この審議会に報告はいただけるのか。

事務局：

他の施設との調整があり、今の段階では分からない。

森田会長：

是非、基本設計の完成後には、この審議会に報告をお願いしたい。

また、この審議会にとっても、西東京市の子ども福祉を実現していく上にも、非常に重要な施設であると思いますので、具体的に展開していく節目で報告をいただくことをお願いしておきたい。

今、纏めさせていただいたようなことで、あとは庁内PTに任せてよろしいか。

全員：  
異議なし。

森田会長：  
それでは第4回審議会の議題である「（仮称）こどもの総合支援センター」についての議論は終わりにさせていただきます。

事務局：  
今回は7月15日に「保育所の入所基準について」を審議する。